

神戸海星女子学院大学 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する行動指針

第6版20210817

| 活動制限レベル* | 学生の登校 | 授業 | 課外活動 | 教員研究活動 | 学内会議 | 事務 |
|------------------|---|---|--|---|--|--|
| 注意レベル5 制限(最大) | 登校禁止 | 遠隔授業のみ実施(教員が大学内からしか遠隔授業を実施できない場合は休講) | オンラインによる活動のみ許可 | 必要緊急以外の大学内への立ち入りは禁止 | オンラインでのみ実施 | 在宅業務を主とし、大学施設の維持管理要員のみ出勤可 |
| 注意レベル4 制限(大) | 原則登校禁止／対面授業を実施する科目の履修者他、一部の学生のみ許可 | 原則遠隔授業を実施／3密を避け感染予防対策の取り組みをし、実験・実習・教職科目等、一部の認められた授業に限り、対面による授業を実施 | 原則オンラインによる活動のみ許可 | 感染拡大に注意しつつ、遠隔授業のための立ち入りは可能／必要な場合に限り少人数で時差出勤／在宅での業務が可能な場合は在宅に移行／大学滞在時間はできる限り短縮 | 原則オンライン等遠隔で実施／対面での実施が必要と判断された場合は対面での会議も可 | 在宅業務が可能な場合は在宅で行い、それ以外は事務機能が維持できる少人数で時差出勤 |
| 注意レベル3 制限(中) | 対面授業を実施する科目の履修者他、一部の学生のみ許可 | 少人数での授業は、感染防止対策の取り組みをし、3密を避け対面による授業を実施／その他の授業は、遠隔での授業を実施 | 感染予防対策の取り組みができると判断した活動に限り許可 | 感染拡大に注意しつつ、可能な業務は在宅での遂行を推奨 | 感染防止対策の取り組みをした上で対面会議を実施／オンライン会議も可 | 感染防止対策の取り組みをした上で、ほぼ通常の業務を実施 |
| 注意レベル2 制限(小) | 3密を避け、感染予防対策の取り組みをした上で、授業等、必要のある学生のみ登校を許可 | 一部遠隔授業を実施しながら、感染予防対策の取り組みをし、3密を避け対面による授業を実施 | 感染予防対策の取り組みをした上で活動を許可／合宿や遠征などの3密を避けられない活動は禁止 | 感染拡大に注意しつつ、可能な業務は在宅での遂行を推奨 | 感染防止対策の取り組みをした上で対面会議を実施／オンライン会議も可 | 感染防止対策の取り組みをした上で、ほぼ通常の業務を実施 |
| 注意レベル1 一部制限あり | 授業等、必要のある学生のみ登校を許可 | 感染防止対策の取り組みをしながら、3密を避け対面による授業を実施 | 感染予防対策の取り組みをした上で実施／合宿や遠征などの3密を避けられない活動は禁止 | 感染拡大に注意しつつ、可能な業務は在宅での遂行を推奨 | 感染防止対策の取り組みをした上で対面会議を実施 | 感染防止対策の取り組みをした上で、ほぼ通常の業務を実施 |
| 注意レベル0 通常 | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り | 通常通り |

* 兵庫県のフェーズ等を参照しています。